託送料金相当額のご案内

当社の導管等の供給施設に関する費用（託送料金相当額）は、託送供給約款に基づき当社供給施設を利用する全てのガス小売事業者（当社含む）が等しく負担することとなっており、ガス料金に当該費用が含まれています。

託送料金相当額の計算方法については下記にてご確認ください。なお、より詳しい内容については「託送供給約款(需要場所で払い出す託送供給)」をご確認ください。

【託送料金相当額(主として家庭用のお客さま向け)の算出方法】

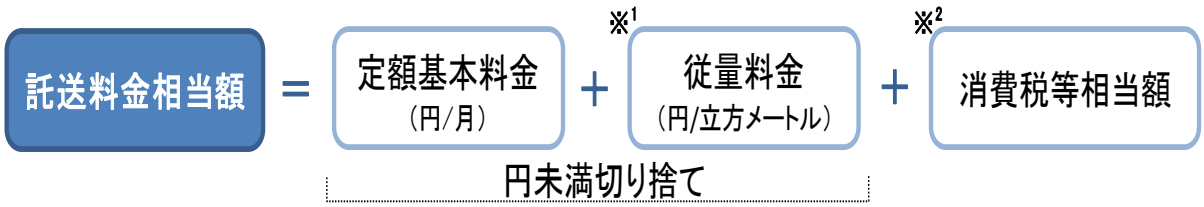

※1 従量料金 =（ 従量料金単価 × ガス使用量 ）

※2 消費税相当額 =（ 定額基本料金 + 従量料金 ）× 消費税率 （円未満切り捨て）

【計算例】1カ月あたりのご使用量の場合（100 ㎥／月，消費税率 8%）

（定額基本料金） （従量料金） （消費税等相当額）

（800.00 円 ＋ 48.70 円 × 100 ㎥） ＋ 453 円 ＝ 6,123 円